

1 財政比較分析表に用いた各指標について

○「財政力指数」

地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均値。この指数が高いほど、財源に余裕があると言える。

※基準財政収入額・・・普通交付税の算定上、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額

※基準財政需要額・・・普通交付税の算定上、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額

○「経常収支比率」

財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。経常的経費に経常的一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化は進んでいることを表す。

※(算定式)

$$\frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源}}{\text{一般財源等（地方税＋普通交付税等）＋減収補填債特例分＋臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$

○「人口1人当たり人件費・物件費等決算額」

平成24年3月31日現在住民基本台帳人口1人当たりの人件費、物件費及び維持補修費の合計額。

○「将来負担比率」

地方公共団体に設置された全ての会計、土地開発公社、道路公社、第3セクター等を含めた負債のうち、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。割合が早期健全化基準の400%以上となる団体は財政健全化計画の策定が必要となる。

※(算定式)

$$\frac{A - (B + C + D)}{E - F} \times 100 (\%)$$

A：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債

B：地方債の償還に充当可能な基金見込額

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源見込額

D：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E：標準財政規模

F：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

○「実質公債費比率」

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されているものを除く）に充当されたものの占める割合の過去3年間の平均値。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに、早期健全化基準の25%以上となる団体は財政健全化計画の策定が必要となり、財政再生基準の35%以上となる団体は財政再生計画の策定が必要となる。

$$\text{※(算定式)} \quad \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100 (\%)$$

A：地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く）

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E：標準財政規模

○「ラスパイレス指数」

国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す数値。（平成24年地方公務員給与実態調査（総務省自治行政局公務員部給与能率推進室））

○「人口10万人当たり職員数」

平成24年3月31日現在住民基本台帳人口10万人当たり職員数
（職員数は平成24年4月1日現在）

2 類似団体について

今回比較分析の対象とした類似団体は財政力指数D（0.300～0.400）

グループの下記団体

グループ	財政力指数 (H21～H23年度)	団 体 名	団体数
A	1.000～	該当なし	—
B	0.500～1.000	愛知県、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、静岡県、茨城県、兵庫県、福岡県、京都府、栃木県、群馬県、広島県、三重県、滋賀県、宮城県	16
C	0.400～0.500	岐阜県、岡山県、香川県、石川県、長野県、富山県、福島県、山口県、奈良県	9
D	0.300～0.400	愛媛県、新潟県、北海道、福井県、山梨県、熊本県、大分県、和歌山県、佐賀県、山形県、青森県、宮崎県	12
E	0.300未満	岩手県、長崎県、徳島県、鹿児島県、沖縄県、秋田県、鳥取県、高知県、島根県	9
	0.96085	東京都	1